

「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見公募手続の結果について

令和8年5月22日

経済産業省

イノベーション・環境局

イノベーション創出新事業推進課

「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令案」について、令和8年3月31日から同年4月30日まで意見公募手続を実施しました。提出意見及び提出意見を踏まえた結果については以下のとおりです。

番号	提出意見の内容	提出意見に対する考え方等
1	<p>・企業担保権については、申立ての対象は、実行である（企業担保法第11条、第19条第2項等）。これに対し、企業価値担保権については、申立ての対象が実行手続開始となっている（事業性融資の推進等に関する法律第83条第1項）。したがって、企業価値担保権については、「企業価値担保権実行手続開始の申立てがなされたこと」と規定すべきである。</p>	<p>ご指摘の企業価値担保権の「実行の申立て」と「実行開始手続の申立て」については手続上の違いや時点の差は無く、同義であると認識しております。</p> <p>また、関連法令における用語法を踏まえると、金融商品取引法施行令や産業競争力強化法施行規則においても同様に「実行の申立て」という表現が用いられており、これらの法令との用語の整合性を確保する観点からも、本制度において「実行の申立て」との表現を用いることは適切であると考えております。</p>
2	<p>・農林水産省が意見募集をしている農業競争力強化支援法施行規則の一部改正案において、同様の改正をしているように思料されるが、そちらでは改正後が「当該認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、企業担保権の実行又は企業価値担保権の実行の申立て『若しくは通告』がなされたこと。」という規定になっているところ、この『若しくは通告』は本改正においては不要ということか。</p>	<p>本改正においては「申立て」との規定により対象となる場合が過不足なく特定されていると考え、そのように規定することとしています。</p> <p>なお、農業競争力強化支援法施行規則については、同規則の制度趣旨や運用実態等を踏まえて適切に規定がなされているものと承知しています。</p>

	両者で規定の平仄が取れていないように思われるが、いずれかを修正する必要はないのか。	
3	<p>・改正後の経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第六十六条の三第三項第一号について、「又は」と「若しくは」の関係を踏まえると、改正前は「当該認定事業者以外の者による『破産手続開始』、『再生手続開始』、『更生手続開始』又は『企業担保権の実行の申立て若しくは通告』がなされたこと。」というグルーピングとなっているところ、改正後は「当該認定事業者以外の者による『破産開始手続開始』、『再生手続開始』、『更生手続開始』、『企業担保権の実行』又は『企業価値担保権実行（の申立て）』（or の申立て）がなされたこと。」というグルーピングとなっており、改正前の『企業担保権の実行の申立て（若しくは通告）』が読めなくなっている。あるいは、『破産開始手続開始（・再生手続開始・更生手続開始）の申立て』という改正前では読んでいなかったものを読む改正となっているが問題無いか。問題無いとすればどちらを企図した改正なのか、あるいは、現行の条文に過誤があったのか。</p>	<p>改正前においては、「破産手続開始」、「再生手続開始」、「更生手続開始」及び「企業担保権の実行」という、認定計画の実施に重大な影響を及ぼし得る四つの事実について、当該事実に係る申立て又は通告がなされた場合を報告対象として規定しておりました。</p> <p>今回の改正は、事業性融資の推進等に関する法律の施行により新設される「企業価値担保権」について、その実行が企業担保権の実行と同様に認定計画の実施に重大な影響を及ぼし得ることから、既存の四事項に加えて、「企業価値担保権の実行の申立て」を報告対象として追加することを目的とするものです。</p>
4	<p>本改正の趣旨に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度趣旨の説明なく報告義務のみを拡張するのは規制の自己目的化なのではないか。 ・具体的な政策対応が示されておらず、収集自体の目的化が疑われる。 ・報告義務違反に対する取扱いが不明確であり、法的安定性を損なう懸念がある。 ・担保権実行への行政報告介在は、当事者間の交渉を不必要に萎縮させる市場機能への過剰介入なのではないか。 ・新制度の導入初期段階では、一定の柔軟性を持たせるべき。 ・報告対象などを実態に則した制度設計にするべき。 ・担保制度全体の体系性を踏まえた制度設計にするべき。 	<p>本改正は事業性融資の推進に関する法律（令和6年法律第52号）が令和8年5月25日に施行され、会社の総財産を担保目的財産とする「企業価値担保権」が新設されることに伴い、改正を行うものです。当該「企業価値担保権」の実行は、同じく会社の総財産を担保目的財産とする「企業担保権」の実行と同様に、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者の認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に大きな影響があることから、当該企業価値担保権の実行の申立てについても、経済産業大臣への報告の対象として追加するものです。</p>
5	<p>本制度の運用に関するご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の倒産手続等との関係性を明確にするべき。 	<p>御提出いただいた意見も踏まえながら、関係省庁と連携し、引き続き適正な制度の運用に努めます。</p>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 報告件数増加に伴う制度全体の形骸化が発生するのでは。・ 簡易な解説資料や相談窓口の整理をすべきである。・ 報告内容の守秘性確保の方策を明示すべきである。・ 報告義務基準を明確にすべきである。・ 担保実行時の事業譲渡において買い手に対する審査強化や重要知見の譲渡制限条項の義務化を検討すべきである。・ 報告義務の対象に加え行政（経済産業大臣）による介入・指導の枠組みを明確にし、認定計画の保護をより実効的にすべきである。・ 借り手保護の観点（事業継続優先原則の明確化、貸し手との対等な交渉力確保など）を強化すべきである。 | |
|---|--|